

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

佐賀県知事

様

申請者 氏

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により

特別管理産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

| | |
|---|-----------|
| 許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 収集運搬業、処分業の区分 | |
| 許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。） | |
| 変更の内容 | |
| 変更理由 | |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。） | |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | |
| * 事務処理欄 | |

（日本産業規格 A列4番）

事務に関しお預かりした個人情報とは、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。（県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿（許可証の内容及び連絡用電話番号）を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。）

| 申請者（個人である場合） | | |
|--------------|------|----|
| (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| () | 年月日 | 住所 |
| () | 年月日 | |
| (法人である場合) | | |
| (ふりがな) 名称 | | 住所 |
| () | | |

| 法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合） | | |
|---------------------------------------|------|----|
| (個人である場合) | | |
| (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| () | 年月日 | 住所 |
| () | 年月日 | |
| (法人である場合) | | |
| (ふりがな) 名称 | | 住所 |
| () | | |

| 役員（法定代理人が法人である場合） | | |
|-------------------|--------|----|
| (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| () | 役職名・呼称 | 住所 |
| () | 年月日 | |
| () | | |
| () | 年月日 | |
| () | | |

| 役員（申請者が法人である場合） | | |
|-----------------|--------|----|
| (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| () | 役職名・呼称 | 住所 |
| () | 年月日 | |
| () | | |
| () | 年月日 | |
| () | | |
| () | 年月日 | |
| () | | |
| () | 年月日 | |
| () | | |

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

| 発行済株式の 総数 | 株 | | 出資の額 | 本 籍 |
|------------------|--------------------|-----|------|--------|
| | 保有する株式の数又は 出資の金 | 割 合 | | |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | 生 年 月 日 | | | 住 所 |
| () | 年 月 日 | % | | |
| () | 年 月 日 | % | | |
| () | 年 月 日 | % | | |
| () | 年 月 日 | % | | |
| () | 年 月 日 | % | | |
| () | 年 月 日 | % | | |

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

| (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | 本 籍 |
|---------------|-------------|-----|
| | 役 職 名 ・ 呼 称 | 住 所 |
| () | 年 月 日 | |
| () | 年 月 日 | |
| () | 年 月 日 | |

備考

- 1 * 欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

* 手数料欄